

第2回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
53	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表	1
54	嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表	6
55	嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表	7
56	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	10
57	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更 新旧対照表	11

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第1条関係】嬉野市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、一般職非常勤職員及び臨時職員（以下「一般職非常勤職員等」という。）の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、一般職非常勤職員及び臨時職員（以下「一般職非常勤職員等」という。）の任用、勤務条件並びに報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第2条関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第3条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第5条 (略)</p>

2 前項の給料表は、全ての職員に適用する。

3 (略)

(扶養手当)

第13条 (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 (略)

(期末手当)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除

2 前項の給料表は、すべての職員に適用する。

3 (略)

(扶養手当)

第13条 (略)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 (略)

(期末手当)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除

く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられな

く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられな

った場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	った場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
--------------------------------	--------------------------------

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第4条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）<u>第24条第5項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。）<u>第24条第6項</u>並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第5条関係】嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【第6条関係】嬉野市職員等の旅費に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>4人</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 <u>3人</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p>

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="260 539 828 1111"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="850 539 1426 1207"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市社会体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下野 甲117番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野 甲117番地	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他
名称	位置																										
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他																										
名称	位置																										
嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野 甲117番地																										
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1541番地																										
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動 山甲1326番地																										
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田 甲4031番地 他																										
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿 乙1125番地1 他																										
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋 川内丙425番地11 他																										
<p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 利用者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第4までに定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第11条、第19条関係)</p> <p>嬉野市社会体育館使用料</p> <table border="1" data-bbox="850 1955 1426 2004"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(1時間当たり)																								
区分	使用料(1時間当たり)																										

1面	300円
半面	150円

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。
- 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第1（第11条、第19条関係）

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分		使用料(1時間当たり)
本館	体育の催物のため の利用	800円
	その他の催物のため の利用	2,400円
別館	本館と併用の場合	200円
	単独利用の場合	400円

備考

- この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 市内に居住する者
 - 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

別表第2（第11条、第19条関係）

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分		使用料(1時間当たり)
本館	体育の催物のため の利用	800円
	その他の催物のため の利用	2,400円
別館	本館と併用の場合	200円
	単独利用の場合	400円

備考

- この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占用利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - 市内に居住する者
 - 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 催物の準備又はリハーサルのため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

別表第2 (第11条、第19条関係)

(略)

別表第3 (第11条、第19条関係)

(略)

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

- 4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 催物の準備又はリハーサルのため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。

別表第3 (第11条、第19条関係)

(略)

別表第4 (第11条、第19条関係)

(略)

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、<u>義務教育学校</u>、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(基金に属する財産の処分の制限)</p> <p>第14条 基金に属する財産のうち、関係市町からの出資総額に相当する額は、これを処分することができない。<u>ただし、組合の議会において議決を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(基金に属する財産の処分の制限)</p> <p>第14条 基金に属する財産のうち、関係市町からの出資総額に相当する額は、これを処分することができない。</p>